

長浜市病院事業 しうがい者活躍推進計画

令和7年3月31日策定

機関名	長浜市病院事業（市立長浜病院・長浜市立湖北病院）
任命権者	長浜市病院事業管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
長浜市病院事業におけるしうがい者雇用に関する課題	<p>令和6年6月の任免状況通報において、法定雇用率を下回る状況にあります。</p> <p>また、令和6年4月1日には、法定雇用率が3.00%（令和8年6月30日までは経過措置として、2.80%）に引き上げられたことから、より一層、しうがい者雇用を促進していく必要があります。</p> <p>しうがいのある職員の活躍のためには、能力を十分に発揮することができる環境の整備や各種取組が必要であるため、相談体制の整備や、就業状況について当事者の意見聴取を行う機会をつくっていく必要があります。</p> <p>また、すべての職員がしうがいのある職員と共に働くことについての理解を深めていくことが課題となっています。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】 各年6月1日時点において法定雇用率以上にします。 (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率 2.03%</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握し、進捗を管理します。</p>
②定着に関する目標	<p>【定着】 採用1年後の定着率を100%とします。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報の際に、毎年度採用者の定着状況を把握します。</p>
③ワーク・エンゲージメントに関する目標	<p>【ワーク・エンゲージメント】 前回と同等もしくは上回ることを目標とします。</p> <p>【評価方法】 在籍しているしうがいのある職員（新規採用を除く）に対し、アンケート調査を実施し、把握します。</p>
取組内容	
1. しうがいのある職員の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者雇用推進者として市立長浜病院事務局長を選任。 (令和元年9月2日に選任済)。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者職業生活相談員として市立長浜病院事務局総務課職員を選任。(令和元年12月2日に選任済)。 ■ 職員安全衛生委員会において、しうがい者活躍推進計画の実施状況の点検等を行います。
(2) 人材面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者職業生活相談員に選任された者について、滋賀労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。
2. しうがいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現に勤務するしうがいのある職員や今後採用するしうがいのある人の能力や希望を踏まえ、年に1回以上、組織内アンケート等を活用した職務の選定及び創出について検討を行います。 ■ 新規採用または部署異動時、その他定期的に面談を行い、しうがいのある職員と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。
3. しうがいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現に勤務するしうがいのある職員等からの要望を踏まえ、しうがいのある職員が利用しやすい環境に配慮した設備等の設置及び就労支援機器の整備を検討します。 ■ 現に勤務するしうがいのある職員や今後採用するしうがいのある職員が所属する部署について、職員の負担度等を考慮し、適切な人員配置を行います。 ■ なお、措置を講じるに当たっては、しうがいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
(2) 募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを遵守します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のしうがいを排除、または特定のしうがいに限定しない。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定しない。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定しない。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施しない。
(3) 働き方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間単位の年次有給休暇や短時間勤務、時差出勤、傷病休暇などの各種制度の利用を促進します。
4. その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、しうがいのある人の活躍の場の拡大を推進します。

本計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項に規定される障害者活躍推進計画です。